

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 6 9

→

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9 0 1 0	12	4,824	3,198	30 38 1,626
法人	0 2 0	9,580	5,534	4,046	
合計	0 3 0	14,404	8,732	5,672	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 0 8

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

			(1)	(2)	(3)	(4)
種類			行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12	79,833,830	25 79,728,105	38 215,057 51 79,513,048 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0		62,187,612	60,568,028	156,413 60,411,615
	船舶	0 3 0		12,211	12,211	12,211
	航空機	0 4 0			0	
	車両及び運搬具	0 5 0		1,385,659	1,385,624	44 1,385,580
	工具、器具及び備品	0 6 0		61,549,219	61,475,972	35,022 61,440,950
	小計 (ハ)	0 7 0		204,968,531	203,169,940	406,536 202,763,404
法第93条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0		107,993,702	104,012,033	
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0		1,316,832	1,316,832	
	小計 (二)	1 0 0		109,310,534	105,328,865	
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			1 1 0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)			1 2 0	314,279,065	308,498,805	
同内上訳	市町村分の額	1 3 0			308,498,805	
	道府県分の額	1 4 0			0	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名

東京都

市町村名

八王子市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)(千円)	(イ)以外のもの(ロ)(千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 7,712,988	25 7,712,988	38	51 7,712,988 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	754,482	744,437		744,437
	船舶	0 3 0		0		
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	25,466	25,466		25,466
	工具、器具及び備品	0 6 0	1,645,991	1,645,991		1,645,991
	小計(ハ)	0 7 0	10,138,927	10,128,882	0	10,128,882
法第93条第9項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(二)	1 0 0	0	0		
同内	市町村分の額	1 3 0		10,128,882		
上訳	道府県分の額	1 4 0				
合計(ハ) + (二) + (ホ)		1 2 0	10,138,927	10,128,882		

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 2 8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

東京都

市町村名

八王子市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 72,120,842	25 72,015,117	38 215,057	51 71,800,060
	機械及び装置	0 2 0	61,433,130	59,823,591	156,413	59,667,178
	船舶	0 3 0	12,211	12,211		12,211
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	1,360,193	1,360,158	44	1,360,114
	工具、器具及び備品	0 6 0	59,903,228	59,829,981	35,022	59,794,959
	小計(ハ)	0 7 0	194,829,604	193,041,058	406,536	192,634,522
法第93条第9項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	107,993,702	104,012,033		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	1,316,832	1,316,832		
	小計(ニ)	1 0 0	109,310,534	105,328,865		
同内	市町村分の額	1 3 0		298,369,923		
上訳	道府県分の額	1 4 0				
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	304,140,138	298,369,923		

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) (B) (C)	(3) (B) (C)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)			
				課税標準(B) の特例率(C)				(B)	(D)		
				9 0	1 0			25	27	29	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	0 2 0				2	3				
		0 3 0				1	6				
	(新線立体交差化施設)	0 4 0				1	3				
		0 5 0	62,998			1	3	20,999			
	第2項 (ガス事業用資産)	0 6 0	6,611			2	3		4,408		
		0 7 0				1	2				
	第4項 (外航船舶)	0 8 0				1	6				
		0 9 0				1	4				
	第5項 (内航船舶)	1 0 0				1	2				
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0				1	6				
		1 2 0				1	5				
	第7項 (国際路線用航空機)	1 3 0				1	10				
		1 4 0				2	15				
		1 5 0				1	3				
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第8項 (離島路線用航空機) (小型離島航空機)	1 6 0				2	3				
		1 7 0				1	4				
		1 8 0	67,578			1	2	33,789			
	第10項 (日本原子力開発機構)	1 9 0	6,309			1	3		2,103		
		2 0 0				2	3				
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0				1	6				
		2 2 0				1	3				

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設) ②(青函・本四 新線構築物) ③(青函・本四 新線立体交差化施設) ④(青函・本四 変・送電用資産)	9 2 3 0	12	25	27	29	
		2 4 0		1	1	18	
		2 5 0		1	1	9	
		2 6 0		1	1	36	
		2 7 0		1	1	18	
第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 8 0		1	1	10	
		2 9 0		2	2	3	
		3 0 0		5	5	6	
		3 1 0		1	1	6	
		3 2 0		1	1	3	
第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	1	3	
		3 4 0		2	2	3	
第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0		1	1	3	
		3 6 0		2	2	3	
第 17 項	(水資源機構)	3 7 0		1	1	2	
		3 8 0		3	3	4	
第 18 項	①(特定地方交通線) ②(新線構築物) ③(新線立体交差化施設)	3 9 0		1	1	4	
		4 0 0		1	1	12	
		4 1 0		1	1	6	
		4 2 0		1	1	24	
		4 3 0		1	1	12	
	④(河川事業鉄軌道用資産) ⑤(変・送電用資産)	4 4 0		1	1	6	
		4 5 0		5	5	24	
		4 6 0		1	1	24	
		4 7 0		1	1	12	
		4 8 0		3	3	20	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				課税標準(B) の特例率(C)				(A) × (B) (D)	課税標準額 (C) (千円)
				25	27	3	29	33,572	
第 19 項 (新エリゲート・産業技術総合開発機構)		9 4 9 0	12 100,716			1			
		5 0 0				2		3	
第 20 項 (科学技術振興機構)		5 1 0		47,915		1		2	23,957
第 22 項 (新関西国際空港㈱)		5 2 0				1		2	
第 23 項 (信用協同組合等)		5 3 0				3		5	
第 24 項 (電・送電用資産(鉄道事業用))		5 4 0				3		5	
第 25 項 (中部国際空港㈱)		5 5 0				1		2	
第 26 項 (外国貿易用コンテナー)		5 6 0				4		5	
第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0				1		3	
第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 8 0				1		3	
第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 9 0				1		3	
第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)		6 0 0				1		2	
第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)		6 1 0				1		3	
		6 2 0				2		3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0				1		2	
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)		6 4 0				1		3	
		6 5 0				2		3	
第 33 項 (世界遺産)		6 6 0				1		3	
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)		6 7 0				1		2	
合 計		6 8 0	292,127			-		-	118,828

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分			行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)			
				(A)	(千円)	(B)	(C)				
法	第	三	百	四	十	九	条	の	三		
旧第1項 (送電用資産・電気事業用)			9 0 1 0	12		25	27	29			
			0 2 0			1	3				
(変電所・電気事業用)			0 3 0			2	3				
			0 4 0			3	5				
旧第2項 (ガス事業用資産)			0 5 0			3	4				
			0 6 0			2	3				
旧第13項 (立体交差化施設)			0 7 0			5	6				
			0 8 0			7	7				
旧第18項 (熱供給事業用資産)			0 9 0			1	3				
			1 0 0			2	3				
旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)			1 1 0			1	2				
			1 2 0			1	3				
旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)			1 3 0			1	6				
			1 4 0			1	3				
旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)			1 5 0			1	6				
			1 6 0			1	3				
			1 7 0			1	6				
旧第24項 (特定鉄道路線構築物)			1 8 0			1	2				
			1 9 0			1	3				
旧第25項 (日本電気計器検定所)			2 0 0			1	6				
			2 1 0			1	2				
			2 2 0			1	3				
			2 3 0			1	6				
旧第26項 (日本消防検定協会)			2 4 0			1	2				
			2 5 0			1	3				
旧第27項 (小型船舶検査機構)			2 6 0			1	6				
			2 7 0			1	2				
旧第28項 (軽自動車検査協会)			2 8 0			1	3				
			2 9 0			1	6				
旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)			3 0 0			1	6				
			3 1 0			1	3				
			3 2 0			1	6				

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 4 8

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準 の特例率 (B) (C)	課税標準 (B) (C)	課税標準 (A) × (B) (C) (千円)	課税標準額 (D) (C) (千円)
				(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (高压ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25	27	29	
		3 0 0		1	3		
		3 1 0		1	6		
	旧第32項 (自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3		
		3 3 0		1	6		
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2		
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3		
		3 6 0		1	2		
		3 7 0		1	6		
	合計	3 8 0	0	—	—	0	

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 5 8

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)	課税標準額(D) (A) × (B) (C) (千円)		
			(A) (千円)	(B)		(C)	(D)	
法附則第十五条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12	25	1	2	
			0 2 0		3	4		
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 3 0		1	2		
			0 4 0	13,368	2	3	8,912	
			0 5 0	2,623	1	3	874	
			0 6 0	12,594	3	4	9,445	
			0 7 0	12,678	1	6	2,113	
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 8 0		—	—		
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 9 0	221,960	3	4	166,470	
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 0 0		—	—		
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0		1	2		
第3項(国内路線用航空機)			1 2 0		2	5		
			1 3 0		1	4		
			1 4 0		3	8		
			1 5 0		2	3		
	第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0		2	3		
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0		2	3		
	第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0		2	3		
第7項(低公害車燃料等供給施設)			1 9 0		1	2		
			2 0 0		3	4		
			2 1 0		5	6		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 5 8

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)	課税標準額(D) (A) × (B) (C) (千円)	
			(A) (千円)	(B)		(C)	(D)
法附則第十八条	第8項 (国際船舶)	9 2 2 0	12		25	27	29
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0			1	36	
	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0			1	2	
	②(新線構築物)	2 5 0			1	6	
	③(立体交差化施設)	2 6 0			1	3	
	④(河川事業鉄道用資産)	2 7 0			1	12	
		2 8 0			1	6	
		2 9 0			1	3	
		3 0 0			5	12	
		3 1 0			1	12	
法附則第十九条	⑤(変・送電用資産)	3 2 0			1	6	
	⑥(変・送電用資産)	3 3 0			3	10	
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0			1	3	
	第11項 (低床車両)	3 5 0			1	3	
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0			2	3	
法附則第十五条		3 7 0			3	5	
	第13項 (PFI公共施設)	3 8 0			1	2	
	第14項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0			-	-	
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0			-	-	
	第15項 (都市鉄道施設)	4 1 0			2	3	
法附則第十六条	第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0			1	2	
		4 3 0			3	5	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 5 8

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

法 附 則 第 五 条	区分	行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(1) (A) (千円)	(2) (B)		(3) (C)	(4)
第 17 項 (鉄道事業再構築事業)		9 4 4 0	12		25	27	29
第 18 項 (バイオ燃料製造設備)		4 5 0			1	2	
		4 6 0			2	3	
		4 7 0			3	4	
第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)		4 8 0			1	2	
		4 9 0			2	3	
(津波対策に資する港湾施設等)							
第 21 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 0 0			-	-	
(津波避難施設等)							
(指定避難施設(わがまち特例)適用分)	第 23 項	5 1 0			-	-	
(津波避難施設等)							
(協定避難施設(わがまち特例)適用分)		5 2 0			-	-	
第 24 項 (移動等円滑化のための設備)		5 3 0			2	3	
(太陽光1,000kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 4 0			-	-	
(太陽光1,000kw以上)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 5 0			-	-	
(風力20kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 6 0			-	-	
(風力20kw以上)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0			-	-	
(水力5,000kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	第 25 項	5 8 0			-	-	
(水力5,000kw以上)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 9 0			-	-	
(地熱1,000kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 0 0			-	-	
(地熱1,000kw以上)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 1 0			-	-	
(バイオマス10,000kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 2 0			-	-	
(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 3 0			-	-	
(第2号に規定する一定のバイオマス)							
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 4 0			-	-	
第 26 項 (鉄道耐震補強設備)		6 5 0			2	3	
第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)		6 6 0			2	3	
第 28 項 (浸水防止用設備)		6 7 0			2	3	
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)							

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)	課税標準額(D) (A) × (B) / (C) (千円)		(4)
			(A) (千円)	(B)	(C)	(D)	(C) (千円)	
第 29 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)		9 6 8 0	12		25	27	29	
		6 9 0			1	2		
		7 0 0			5	6		
第 30 項 (無電柱化)		7 1 0		3,176	1	2	1,588	
		7 2 0			2	3		
		7 3 0		56,873	3	4	42,655	
第 33 項 (帰還環境整備推進法人)		7 4 0			1	3		
第 34 項 (地域福利増進事業)		7 5 0			2	3		
		7 6 0			3	4		
第 35 項 (農業協同組合等共同利用機械)		7 7 0			1	2		
第 36 項 (認定就農者)		7 8 0			2	3		
(滞在快適性等向上施設)								
第 38 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)		7 9 0			-	-		
第 39 項 (ローカル 5G)		8 0 0			1	2		
第 40 項 (シェアサイクルポート)		8 1 0			3	4		
(雨水貯留浸透施設)								
第 41 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)		8 2 0			-	-		
第 43 項 (カーボンニュートラルポート)		8 3 0			2	3		
第 44 項 (先端設備等)		8 4 0		40,905	1	2	20,453	
(貨上げ目標設定事業者)		8 5 0		71,283	1	3	23,761	
第 45 項 (道路運送高度化事業)		8 6 0			1	3		
合 計		8 7 0	435,460		-	-	276,271	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				(B)	(C)			(A) × (B)	(D)
旧第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12	25	27	29			
		0 2 0			3	5			
旧第3項(公害防止設備)		0 3 0			1	3			
		0 4 0			2	3			
		0 5 0			3	4			
		0 6 0			1	2			
旧第5項(公共危害防止構築物)		0 7 0			3	5			
		0 8 0			1	2			
		0 9 0			1	3			
旧第6項(公害防止優良更新施設)		1 0 0			1	2			
		1 1 0			2	3			
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)		1 2 0			2	3			
		1 3 0			5	6			
旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)		1 4 0			3	5			
旧第8項(雨水貯留浸透施設)		1 5 0			2	3			
		1 6 0			1	2			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 7 0			-	-			
旧第14項(旧国際電信電話(株))		1 8 0			3	5			
		1 9 0			1	2			
旧第14項(新造車両(流通業務))		2 0 0			2	3			
		2 1 0			3	5			
旧第15項(地方卸売市場)		2 2 0			4	5			
		2 3 0			3	4			
旧第17項	①(立体交差化施設)	2 4 0			1	6			
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0			-	-			
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0			-	-			
旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)		2 7 0			1	2			
旧第20項(水力発電施設の魚道)		2 8 0			2	3			
旧第20項(スーパー中枢港湾)		2 9 0			1	2			
旧第21項(国立大学校舎)		3 0 0			1	2			
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)		3 1 0			1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B)		課税標準額(D)	
			(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法附則第十五条	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	9 3 2 0	12	25	27	29		
	旧第31項(熱電併給型動力発生装置)	3 3 0			5	6		
		3 4 0			11	12		
	旧第32項(特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 5 0	34,311	1	3		11,437	
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 6 0			1	2		
	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3 7 0			3	4		
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 8 0			1	2		
		3 9 0			1	4		
	旧第37項(立地誘導促進施設)	4 0 0			2	3		
	旧第40項(認定誘導事業により取得した公共施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 1 0			—	—		
	旧第41項(先端設備等)	4 2 0	7,646	0	0			
合計		4 3 0	41,957	—	—	—	11,437	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 東京都
市町村名 八王子市

法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設) ①(JR北海道・四国に係る特例) ②(新線構築物) ③(新線立体交差化施設) ④(新幹線鉄軌道用資産) ⑤(青函・本四 鉄道施設) ⑥(青函・本四 新線構築物) ⑦(青函・本四 新線立体交差化) ⑧(青函・本四 変・送電用資産) ⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産) ⑩(車庫構築物・立体交差化施設) ⑪(変・送電用資産) ⑫(新造改良車両(鉄道事業)) ⑬(鉄道耐震補強設備)	区分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (D)	
				(A) (千円)	(B)	の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (C) (千円)	(D) (千円)
						(B)	(C)		
JR 北海道 ・ 四 国 に 連 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の	9 0 1 0 0 2 0 0 3 0 0 4 0 0 5 0 0 6 0 0 7 0 0 8 0 0 9 0 1 0 0 1 1 0 1 2 0 1 3 0 1 4 0 1 5 0 1 6 0 1 7 0 1 8 0 1 9 0 2 0 0 2 1 0 2 2 0 2 3 0	12	25	1	27	3	29		

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名 東京都

市町村名 八王子市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B)		(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
					(A) (千円)	(B)		
			(B)	(C)				
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2 4 0	12	25	27	29	
	旧道承 交・継 納四特 付国例 金にと 法係 との特 連例北 乗、海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 5 0		-	-		
	③(JR北海道・四国に係る特例)		2 6 0		3	10		
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 7 0		-	-		
法附則第16条の2		旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	2 8 0		1	2		
法附則第16条の2		旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2 9 0		1	3		
法附則第16条の3		第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3 0 0		1	2		
合計			3 1 0	0	-	-	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条、法附則第56条の2等)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)		課税標準額 (D) (千円)
				(B)	(C)	
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12	25	27	29
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0		1	2	
法附則第56条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0		2	3	
	旧第4項	0 4 0		1	4	
		0 5 0		1	6	
		0 6 0		1	12	
		0 7 0		5	24	
		0 8 0		1	12	
令和3年地方税法等改正 法附則第12条第9項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) ～R3.3.31取得分(構築物のみ)	0 9 0		0	0	
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	1 0 0	1,435,583	0	0	
合計		1 1 0	1,435,583	-	-	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 8,732	21 3,712,779
150万以上160万円未満のもの	9020	12 184	21 285,207
160万以上170万円未満のもの	9030	12 115	21 189,599
170万以上180万円未満のもの	9040	12 163	21 285,589
180万以上190万円未満のもの	9050	12 161	21 297,723
190万以上200万円未満のもの	9060	12 119	21 231,970
200万以上250万円未満のもの	9070	12 524	21 1,174,612
250万以上300万円未満のもの	9080	12 410	21 1,122,776
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 2,078	21 11,502,954
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 785	21 11,020,343
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 295	21 7,158,119
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 522	21 28,114,591
1億円以上のもの	9130	12 316	21 247,115,322
計	9140	12 14,404	21 312,211,584
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150 知事配分分 9160	12 11 21 104,012,033
	法 第 743 条 関 係	12 1 21 1,316,832	33

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (個人分)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 3,198	21 1,583,692
150万以上160万円未満のもの	9020	12 81	21 125,867
160万以上170万円未満のもの	9030	12 49	21 80,733
170万以上180万円未満のもの	9040	12 73	21 127,725
180万以上190万円未満のもの	9050	12 74	21 136,957
190万以上200万円未満のもの	9060	12 52	21 101,434
200万以上250万円未満のもの	9070	12 223	21 500,787
250万以上300万円未満のもの	9080	12 163	21 446,223
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 659	21 3,565,659
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 173	21 2,359,425
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 38	21 900,309
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 40	21 1,673,483
1億円以上のもの	9130	12 1	21 110,280
計	9140	12 4,824	21 11,712,574
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150	12 21 33
	知事配分分 9160	12 21 33	
	法 第 743 条 関 係	9170	12 21 33

地方公共団体コード	表番号
1 1 3 2 0 1 2	7 8 1 8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 5,534	21 2,129,087 ³³
150万以上160万円未満のもの	9020	12 103	21 159,340 ³³
160万以上170万円未満のもの	9030	12 66	21 108,866 ³³
170万以上180万円未満のもの	9040	12 90	21 157,864 ³³
180万以上190万円未満のもの	9050	12 87	21 160,766 ³³
190万以上200万円未満のもの	9060	12 67	21 130,536 ³³
200万以上250万円未満のもの	9070	12 301	21 673,825 ³³
250万以上300万円未満のもの	9080	12 247	21 676,553 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 1,419	21 7,937,295 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 612	21 8,660,918 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 257	21 6,257,810 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 482	21 26,441,108 ³³
1億円以上のもの	9130	12 315	21 247,005,042 ³³
計	9140	12 9,580	21 300,499,010 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 1 5 0	12 11 21 104,012,033 ³³
	知事配分分 1 6 0	12 1 21 1,316,832 ³³	
	法 第 743 条 関 係	1 7 0	12 21 33